

## 5 福祉等関係

ア 介護

イ 保育

ウ 障害者施策

エ 年金

(3) 個別事項

ア 介護

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
介護保険給付業務におけるIT化の促進 (厚生労働省)	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。	逐次実施		
	b 介護サービスの利用者がWAM-NET(福祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。	逐次実施		
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。	検討	措置	
痴呆性高齢者に対する介護 (厚生労働省)	a 痴呆性高齢者の要介護認定における1次判定について必ずしも適切ではないケースがあるとの指摘があることから、このような痴呆性高齢者の要介護認定の問題の改善を進める。	逐次実施		
	b 「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。	逐次実施		
	c 痴呆性高齢者を抱える家族に対して専門家からの相談機会が得にくい等の指摘があることから、「高齢者痴呆介護研究センター」における研究について、その総合的報告を待つのではなく、随時、得られた研究成果を医療・介護職員へフィードバックし、痴呆性高齢者介護における介護負担の緩和を図るとともに、痴呆性高齢者を抱える家族についての相談、カウンセリング等を実施するための研修・相談受付体制等を整備する。	措置		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	d 成年後見制度活用の普及を図るための支援方を講ずる。	措置		
介護職の業務範囲等 (厚生労働省)	a 在宅で療養する要介護者等に対する介護サービスの充実を図る観点から、訪問介護について、その業務範囲をできる限り明示し、その周知徹底を図るとともに、訪問看護との連携など現場における具体的な対応事例を提示する。	検討	措置	
	b 訪問看護の一層の充実を図り、在宅で療養する要介護者等に必要な訪問看護が提供されるよう努める。	逐次実施		
	c 要介護者の様々なケースに対応可能とするために、介護職の養成研修を一層充実させ、介護福祉士について登録の更新制度を導入するなど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニーズに的確にこたえることの可能な介護職の育成を図る。	逐次実施		
特別養護老人ホーム等のホテルコストの在り方 (厚生労働省)	施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図り、競争の促進により介護サービスの質を向上させるために、特別養護老人ホーム等のホテルコストについて、入所者の居住性や低所得者への対応に配慮しつつ、見直しを検討する。		検討	
訪問介護の介護報酬における3類型の在り方等 (厚生労働省)	a 訪問介護における身体介護中心型、家事援助中心型、複合型の3類型を当てはめる際に判断に迷う例もあること等を踏まえ、介護保険制度の見直しの際には、この3類型の区分の在り方そのものについて検討する。		検討	
	b 利用者との契約内容を明確化するとともにヘルパーのサービス水準を確保するため、標準的なサービス行為の内容や手順のパッケージを示したガイドライン(平成12年3月17日厚生省通知老計第10号)の周知や、必要に応じた充実を図るとともに、利用者ごとにサービス事業者が作成する訪問	逐次実施		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	介護計画について、例えば、こうしたサービス行為のパッケージの記載の奨励など、その内容の一層の明確化を検討する。			
訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段等 (厚生労働省)	訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段も含め、契約に係る重要事項の説明等を、事業者から利用者に対して十分に行うことを徹底する。	逐次実施		
利用者保護のための監視体制の構築 (厚生労働省)	都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。	逐次実施		
サービスの質の向上のための取組 (厚生労働省)	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行うとともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。	逐次実施		
介護支援専門員の在り方 (厚生労働省)	a 介護支援専門員の現任研修事業等を推進するとともに、その内容について不断の見直しを行う。	検討・措置		
	b 個々の介護支援専門員の資質の向上への取組のほか、介護支援専門員がケアマネジメントの業務に極力専念できるよう、介護支援専門員を支援するための体制整備を図る。	逐次実施		
	c 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持てるようにするための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討する。		検討	
	d 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討する。		検討	

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
施設介護サービスへの民間企業の参入 (厚生労働省)	民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、十分な経済的基盤と人的資源を有する民間法人等が都道府県知事の許可を受けて運営できるよう検討する。	検討		
生活支援型の生活拠点の推進 (厚生労働省)	ケアハウスや高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)、有料老人ホームなど日常生活の支援機能を有する生活拠点について、将来展望を踏まえ整合性のとれた規制改革の在り方を検討する。	検討		
痴呆性高齢者グループホーム等の小規模な介護サービスの推進 (厚生労働省)	痴呆性高齢者グループホームのような小規模な介護サービスについて、地域に密着したNPO法人等の施設整備の資金調達を容易にする方向で検討する。	措置		
介護ICカードの検討 (厚生労働省)	介護保険の被保険者証について、ICカードを活用して、支給限度額管理を行えるよう、事業者間のデータの交換、共有等が問題なく行えるような相互互換性を確保することについて検討する。	検討		

## イ 保育

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
公立保育所の民間委託 (厚生労働省)	都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者に委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。	逐次実施		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
保育サービスの質の確保 (厚生労働省)	a 保育士の質を維持・向上する観点から、保育士の卒後研修について、研修内容をインターネットで提供すること等現場の保育士が学びやすい仕組みを検討する。また、保育士の国家資格化についても、資格の在り方等を含め検討を行う。	[前段] 検討	[前段] 逐次実施	
	b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できるようにするため、また、離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることに資するため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている規制の緩和を検討する。	[後段] 検討 (13年度以降)		
保育の利用に係る制度 (厚生労働省)	<p>児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況等を踏まえながら、保護者が保育を希望する保育所に直接申し込み、当該保育所が保育の可否の審査・決定を行うことができる仕組みの導入の可否について検討する。</p> <p>また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育に係る公的負担の平準化を図るとともに、多様な事業者間の対等な競争の促進等を通じ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否について検討する。</p>	可否について長期的に検討		
保育サービスに係る情報提供体制の整備 (厚生労働省)	利用者による保育サービス事業者の的確な選択の促進に資するべく、提供される保育サービスに関する第三者による評価及びこれに係る情報提供の在り方について検討する。	検討	検討	検討 (結論)
保育所の設置基準等 (厚生労働省)	調理室の在り方については、設置者の負担、離乳食やアレルギー等への配慮、安全・衛生面や栄養面での質の確保、調理、保存技術の進歩等を考慮し、平成10年の見直しの実施状況等も踏まえながら、例	可否等について必要に応じて検討		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	例えば、食事を施設外で調理し搬入する選択肢を認めることの可否を含め、引き続き緩和を検討する。			
夜間保育、休日保育の推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。			新エンゼルプラン(平成11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進

## ウ 障害者施策

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。			逐次実施
社会福祉事業の利用方式 (厚生労働省)	障害者等の利用者が社会福祉サービスを選択できる制度を、事業の性格等に応じ導入する。			措置 (15年4月1日 法律施行)
障害者に係る欠格条項の見直し (関係府省)	各種資格制度等における障害者に係る欠格条項については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)に基づき見直しを行い、所要の措置を講ずる。 (厚生労働省関係の資格については、第151回国会に障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案を提出し、措置する予定) (自動車等の運転免許については、第151回国会に道路交通法の一部を改正する法律案を提出し、措置する予定)			平成14年度までに所要の措置

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	(風俗営業の許可等については、第151回国会に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、措置する予定)			

## 工 年金

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
厚生年金保険被保険者資格取得届等 (厚生労働省)	厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届等の磁気媒体による届出について、一般事業所でも行えるよう所要の措置を講ずる。	措置		
確定給付企業年金法の制定 (厚生労働省、金融庁、財務省、経済産業省)	確定給付型の企業年金について、受給権保護を図るため、統一的な制度を創設する。 (第151回国会に確定給付企業年金法案を提出)	法律案成立後公布	措置 (施行)	
確定拠出年金の導入 (厚生労働省、金融庁、財務省、経済産業省)	老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定拠出年金を導入する。 (第150回国会に確定拠出年金法案を提出)	措置 (法律案成立後公布・施行)		